

写

31 東村山市監査告示第10号

監査結果に対する措置の公表について

平成30年度第3回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、令和元年9月25日付（31 東経行発第18号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

令和元年9月25日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

31東経行発第18号  
令和元年9月25日

東村山市監査委員 赤木盛一様  
東村山市監査委員 飯田武夫様  
東村山市監査委員 伊藤真一様

東村山市長 渡部 尚

平成30年度第3回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

令和元年6月3日付31東監発第9号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容  
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 30 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第3回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
子ども家庭部 児童課・児童館	<p>1-1 児童館受付業務臨時職員の任用について            児童館受付業務の臨時職員が、児童クラブ補助員として任用されていた。現状の勤務状況に合わせた職種として任用されたい。</p> <p>1-2 備品管理について            児童館登録備品を抜粋して実査したが、ほとんどが児童館の備品であり、本来の所在とは違っていた。また、児童館の備品についても管理シールが無い物品や古くて使用できない物品が多く見受けられた。            今回の定期監査を、備品を整理する機会と捉え、物品管理規則に基づき適切に管理されたい。</p>	<p>1-1 日々の児童館業務における「児童クラブ補助員」と「事務員」の役割分担が明確でなかった点を踏まえ、個々の勤務内容を整理した上で、今後はそれぞれの勤務内容に応じた適切な単価設定とするよう徹底を図った。</p> <p>1-2 児童課管理係名で登録されている全ての備品を改めて確認した結果、児童館や児童クラブの備品が多数あったことから、備品の存在する児童館・児童クラブへの登録変更を行った。            また、児童館・児童クラブ名で登録されている備品についても改めて確認し、備品シールが無くなっている場合にはシールの再発行を行うとともに、使用できない状態にある不要な備品については、廃棄処理及び備品登録の削除を行った。</p>
まちづくり部 市街地整備課	<p>2-1 庁用車管理台帳や運行前点検表及び運転日誌の記入が一部なされていない部分が見受けられたので、今後は、安全運転のために、適切に実施されたい。</p>	<p>2-1 課職員に、安全運転の励行、運行前点検表などの記入を確実にを行うよう指導した。            担当者による運転日誌などのチェックを徹底することとした。</p>